

東京都目黒都税事務所からのお知らせ (令和5年9月)



- 9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です（23区内）・・・1
- 小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）・・・2
- 災害等により甚大な被害を受けた方に対して
都税を減免する制度があります・・・・・・・・・・・・・・3
- 都税における納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で
申請できます・・・・・・・・・・・・・・4
- インターネット公売（動産・自動車・不動産等）のお知らせ・・・・・・・・5
- 都税がスマートフォン決済アプリで納付できます・・・・・・・・6
- 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する
固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）・・・・・・・・7
- 東京ゼロエミ住宅の新築に対する
不動産取得税（家屋）を減免します・・・・・・・・・・・・8
- eLTAX 電子納税が大変便利です・・・・・・・・・・・・9
- 来所せずにお手続きができます・・・・・・・・・・・・10
- 中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～・・・11
- 不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する
固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）・・・・・・・・12
- にせ都税メール・電話にご注意ください・・・・・・・・・・・・13

—都税についてのお知らせ—

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、10月2日(月)までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ！！

									
	地方税お支払サイト から納税が出来ます。			インターネットバンキング モバイルバンキング ATM		ペイジー  にて 納税ができます。			
	都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、9月10日(日)までにお申込みいただくと、 固定資産税・都市計画税第2期分からの口座振替が可能です。								

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

- ＜課税について＞ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
＜納税について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法



—都税についてのお知らせ—

昨年度に引き続き、令和5年度も



小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します

23区内

減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和5年12月28日です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、9月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など
※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。
（不動産取得税を除く。）

減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限（不動産取得税を除く。）までに、納税者ご本人からの申請が必要です。
被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

都税における納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます（自動車税種別割に関する納税証明（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。）。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請を行ってください。

なお、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、**①領収証書の原本（領収印のあるもの）**
②申告書の控え※（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人都民税等申告税目の場合に限りです。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税種別割以外）	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21 都税証明郵送受付センター
2	納税証明（一般用） （自動車税種別割）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたこと ないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請 のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税種別割納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和5年8月25日(金)13時～令和5年9月6日(水)23時	
入札期間	令和5年9月12日(火)13時～ 令和5年9月14日(木)23時	令和5年9月12日(火)13時～ 令和5年9月19日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでも簡単にスマホで納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、
納付書のバーコードを読み取ることで納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、
固定資産税（償却資産）
の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書
（バーコードがあるもの）に限ります。

注意事項

■領収証書は発行されません。

領収証書が必要な方は、都税事務所・
金融機関等の窓口またはコンビニエンス
ストアで納税してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すこと
はできません。

■事前に登録及びチャージをする必要が
あります。

※Pay B、モバイルレジ及び楽天銀行アプリにつ
いては、お支払になる口座に納税金額をご準備くだ
さい。

※PayPay での納税において、本人確認前のチャ
ージ金のご利用できなくなりました。お支払の際に
は、本人確認後にチャージする必要があります。

■バーコードのない納付書や汚損により
バーコードが読み取れない納付書は
お使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、
ご利用ください。

利用できるアプリ



※地方税統一 QR コード（eL-QR）のある納付書については、スマートフォン決済アプリで eL-QR を読み取ることで納付できます。

利用できるスマートフォン決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

（QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。）

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。

車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



耐震化のための 建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23 区内）

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和 6 年 3 月 31 日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から 3 年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の 2 月末
（1 月 1 日新築の場合は翌年の 2 月末）

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋で、令和 6 年 3 月 31 日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で 1 戸あたり 120 m²の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から 3 か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

東京ゼロエミ住宅（※）の新築に対する不動産取得税（家屋）を減免します

（※）東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱の助成対象のものに限ります。

● 減免の要件

1 住宅に係る要件

- 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われていること

- 次の①、②のいずれかに該当すること

- ① 発電出力 50kW未満の太陽光発電システム（※1）を設置していること
- ② 水準2又は水準3の基準（※2）を満たしていること

※1 東京ゼロエミ住宅指針第4の基準に適合し、東京ゼロエミ住宅認証書に記載されているものに限りします。

※2 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3のことを指します。

2 取得者に係る要件

- 新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること

● 減免される割合

- 減免の要件の1 ①又は②の一方にのみ該当する場合

→住宅に係る不動産取得税の5割

- 減免の要件の1 ①及び②の両方ともに該当する場合

→住宅に係る不動産取得税の10割

● 減免を受けるための手続き

- 減免を受けるためには、納税者ご本人からの申請が必要です。

該当する方は、東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて、所管の都税事務所（都税支所）・支庁に減免申請書を提出してください。

減免の手続きの詳細については

主税局 HP をご覧ください▶

主税局 ゼロエミ

検索



● 東京ゼロエミ住宅

東京ゼロエミ住宅については、環境局のHPをご覧ください。

東京ゼロエミ住宅

検索



● 住宅を新築したときの軽減制度

この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。

詳しくは主税局HPをご確認ください。

主税局 住宅新築

検索



eLTAX 電子納税が大変便利です



自宅やオフィスからお手続きが可能です！！

○インターネットを通じて全国の地方公共団体へ一括して納税可能



様々な納付方法をご利用いただけます！！

○ペイジー納付（インターネットバンキング、ATM から納付）

○クレジットカード納付

○ダイレクト納付（事前に登録した口座から税額を引き落として納付）

詳しくはホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)



eLTAXホームページ



eLTAX イメージキャラクター

エルレンジャー

来所せずにお手続きができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申 告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出

（一部の手續を除く。）

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

納 税

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー
（インターネットバンキング・
モバイルバンキング・ATM）
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明等の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
 - ・ スマート申請

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、東京都が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減 免 額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
 - ・地球温暖化対策報告書制度 0570-03-3517
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に 対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免対象>

不燃化特区内において、不燃化のための建替えを行った住宅のうち、以下の要件を全て満たすもの

<建替え前の家屋>

- ☐ 不燃化特区内に所在すること
- ☐ 建替え前の家屋が耐用年限の3分の2を超過している老朽建築物であること
- ☐ 不燃化特区の指定期間中に取り壊され、滅失登記が完了していること（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内に取り壊されている必要があります。）

<新築した住宅>

- ☐ 不燃化特区内に所在すること
- ☐ 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
- ☐ 検査済証の交付を受けていること
- ☐ 新築年月日が不燃化特区の指定日から令和8年3月31日までであること
- ☐ 居住部分の割合が2分の1以上であること

<所有者>

- ☐ 取り壊した家屋の所有者と新築した住宅の所有者が同一であること（一定の緩和要件があります。）

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

<減免を受けるための手続>

新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに申請してください。
詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

<不燃化特区>

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。



都市整備局 HP



主税局 HP

ー都税についてのお知らせー

にせ都税メール・電話にご注意ください！



都税事務所の職員を装って、個人情報をもとに不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<メールによる手口>

【事例】

- ・「あなたは納期限を超過した税金を完納していません。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

<電話による手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例 1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例 2】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ＡＴＭに誘い出す。
- ・ＡＴＭコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ＡＴＭの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925